

行政 Information

公的年金受給者も「児童扶養手当」を受給できるようになりました

問 子育て支援課 (☎65-6514)

遺族年金や障害年金などの公的年金を受給している人で
 年金額が児童扶養手当額を下回る場合、その差額が受給できます。

■児童扶養手当とは

離婚などでひとり親となった人、または親にかわってその児童を養育している人などに支給される手当です。



※該当すると思われる人は、まずご相談ください。市では、今回の改正で新たに支給対象となる人の把握ができません。

■経過措置

平成26年12月1日時点で支給要件を満たし、平成27年3月31日までに申請した場合は「平成26年12月分」から手当が支給されます。
 ※平成27年3月31日を過ぎると、手当の支給は「申請した月の翌月分」から支給となります。

問合せ・申請手続き

子育て支援課 児童扶養手当担当〈東別館1階〉
 ☎65-6514

行政 Information

人工透析を受けている人に通院交通費を助成します

問・申 しょうがい福祉課 (☎65-6518)

人工透析を受けている人で次の要件をすべて満たす人に通院交通費を助成します。

【要 件】

- ①腎臓機能しょうがいにより、身体障害者手帳の交付を受けている人
- ②人工透析を受けるために、**交通機関（自家用車を含む）**を利用して月8回以上通院している人
- ③本人および同居の生計中心者の**今年度市民税所得割が3万3千円未満の人**

【支給対象期間】 平成26年1月～12月

【支給額】

自宅から医療機関までの直線距離が
 5km未満 月額1千円
 5km以上 月額2千円
 5km以上 月額3千円※地理的要因等市長が認めた場合

【申請期間】 1月13日(火)～23日(金)
 ※土日・祝日除く

【持ち物】

通院日の証明書、身体障害者手帳、本人名義の預金通帳、印鑑
 ※証明用紙は、しょうがい福祉課・各支所にあります。
 ※あらかじめ医療機関で通院の証明を受けてください。

問合せ・申請先

しょうがい福祉課〈西館1階〉☎65-6518
 北部振興局福祉生活課、各支所



一日年金相談所を開催します(予約制)

【と き】 1月15日(木)10時～16時
 【ところ】 市役所西館
 【申込方法】 12月15日(月)から受付開始。平日の8時30分～17時15分に下記まで申込みください。
 問・申 彦根年金事務所(☎0749-23-5489)※予約専用

シリーズ⑧

北近江のホトケさま

北近江の寺院や仏堂に祀られている多くのホトケさま。今もなお地域の人たちによって守り継がれています。その中から代表的なものをシリーズで紹介していきます。

長浜市指定文化財

「木造薬師如来立像」

(柏原自治会蔵)

指定日 平成5年5月1日指定
 所在地 高月町柏原 阿弥陀堂安置

高月町柏原の八幡神社境内に建つ阿弥陀堂は、京都修学院離宮に隣接する林丘寺門跡（音羽御所）とゆかりがあり、堂内には歴代門跡の位牌を納めています。境内の一角には、県下最大級、樹齢800年を超えるというケヤキの大木がそびえ、「野神さん」（農業神）として住民に親しまれ信仰されてきました。

さて本像は、像身のほとんど全てをヒノキの一枚より彫出しています。そのためか、やや木取りに無理があつて、上半身と下半身の正中線がずれており、地方仏的な味わいをみせています。しかし、さすがに一本造ならではの充実した量感を観者に訴えかけるものがあります。また衣文は、平安時代初期から中期にか

けて盛行した翻波式衣文であり、襟口がひるがえる様、腹前にたたみ重なり、下腹部でU字型を繰返し、腰から両脚の間に流れるY字型衣文、豊かに盛り上がる胸・腹、衣文を刻まず張り強調する両太ももなど、塊量的な肉取りとそれを包むしのぎだった衣文に、典型的な一本造の特徴をみることができます。

その一本造の技法・翻波式衣文・量感にあふれる体軀等から、本像は平安初期、9世紀の様式を基本としていることがわかります。しかし、全体に動勢が抑えられ、小じんまりとしたまとまりをみせる点や、衣文に生動感が若干不足してやや形式化されている点、穏やかな相好、さらに本像が都を離れた地方の作であることを考慮すれば、10世紀末期から11世紀前半頃の作と推定されます。いずれにしろ、湖北伊香の地に栄えた己高山仏教の隆盛を示す、貴重な信仰遺品といえましょう。

問 高月観音の里歴史民俗資料館 (☎85-2273)

行政 Information

農林業センサスにご協力ください

問 総務課 (☎65-6503)

平成27年2月1日現在で、全国一斉に農林業の国勢調査といわれる『2015年農林業センサス』が実施されます。

この調査は、農林業・農山村地域の実態を明らかにするために5年ごとに実施される大切な調査です。

調査員が農林業を営んでいるみなさんのところに訪問しますので、ご協力をお願いします。

【時期】 12月中旬から
 【対象】 農林業を営む人

※この調査は統計法に基づく基幹統計調査で、調査結果を統計以外の目的に使用することが強く禁じられ、税金の徴収に使われるようなことはありません。

※調査員に守秘義務があり、調査で知り得た情報が他人に漏れることはありません。

行政 Information

住宅取得者に国から「すまい給付金」

問 建築住宅課 (☎65-6533)

「すまい給付金」は、消費税率引上げによる住宅取得者の負担を緩和するためにつくられた制度です。

●給付対象となる住宅
 平成26年4月以降に引渡しを受け、入居している住宅

●給付内容(消費税率8%時)
 収入額の目安が510万円以下の人を対象に現金で最大30万円

申請は、直接または郵便で、すまい給付金事務局が指定するところで行ってください。

申請方法や給付に関する要件など詳しくは、下記ホームページまたは事務局まで。

問合せ先

すまい給付金事務局 (9時～17時)
 ☎0570-064-186
<http://sumai-kyufu.jp/>